



島根県報

平成20年 6 月 6 日 (金)

第 1,989 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課) 1

告 示

補助金等交付規則第 3 条の規定により島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業補助金の交付の対象等を定める告示 (土地資源対策課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

(高齢者福祉課) 2

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出

(中小企業課) 3

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の実施

(道路維持課) 4

公 告

基本測量の実施

(用地対策課) 4

公安規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部) 4

公安告示

空港保安警備業務 2 級検定の実施 (警察本部) 5

雑 報

平成20年度宅地建物取引主任者資格試験の実施 (建築住宅課) 6

正 誤

平成20年 5 月 27 日付け島根県報第1,986号中 (都市計画課) 8

平成20年 3 月 7 日付け島根県報第1,963号中 (高校教育課) 8

公布された条例等のあらまし

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第52号)

1 規則の概要

措置入院者等から徴収する入院に要した費用の算定基準を改めることとした。(別表関係)

2 施行期日

平成20年 7 月 1 日から施行することとした。

規

則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 6 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第52号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表中

1,500,000円以下
1,500,001円以上

を

1,470,000円以下
1,470,001円以上

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別表（以下「改正後の別表」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入院を開始した者の当該入院に要した費用について適用し、施行日前に入院を開始した者の当該入院に要した費用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に入院を開始した者で平成21年6月1日以降引き続き入院しているものの同日以後の入院に要した費用については、改正後の別表の規定を適用する。

告 示

島根県告示第508号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成19年島根県告示第730号）は、廃止する。

平成20年6月6日

島根県知事 溝口善兵衛

1 補助金等の名称

島根県市町村新エネルギー関連プロジェクト支援事業補助金

2 交付の目的

地域における新エネルギーの導入の促進及び新エネルギーについての県民の意識の向上を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事務又は事業の内容

新エネルギービジョン（新エネルギーの導入を促進するための計画をいう。）を策定している市町村（補助対象事業実施年度に策定する市町村を含む。）において、市町村又は営利を目的としない民間団体等が、新エネルギー等の導入の促進を図るために実施する事業とする。

4 補助金等の額又はその交付の率

事業費の2分の1以内とする。ただし、1事業につき1,000千円を限度とする。

5 その他

事業の採択に当たっては、当該事業が新エネルギー等の普及及び啓発に貢献するものであるか、今後新エネルギー等の導入促進に効果が期待できるものであるかを勸案の上決定し、結果を補助事業申請者へ通知するものとする。

島根県告示第509号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年 6 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 恵心会	訪問リハビリテーション	夕陽ヶ丘訪問リハビリテーション	浜田市国分町955番地 1	平成20年 6 月 1 日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第510号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年 6 月 6 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ斐川店 簸川郡斐川町大字黒目534番地外 5 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田 欣史 広島県福山市春日町六丁目 5 番 4 号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前10時 (閉店時刻) 午後 8 時

(変更後) 平日 (開店時刻) 午前10時 (閉店時刻) 午後 9 時

日・祝日 (開店時刻) 午前 9 時 (閉店時刻) 午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分から午後 8 時30分まで

(変更後) 平日 午前 9 時30分から午後 9 時30分まで

日・祝日 午前 8 時30分から午後 9 時30分まで

(4) 変更の年月日

平成20年 6 月25日

2 届出年月日

平成20年 5 月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

斐川町商工観光課 (島根県簸川郡斐川町大字莊原町2172番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び住所)

主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第511号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のように実施するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成20年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事開始の期日
邑南町道 戸河内線	邑智郡邑南町戸河内2492番2地先から同戸河内2492番1地先まで	付替・拡幅	平成20年8月1日

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量(ジオイド測量)

2 作業期間

平成20年7月1日から平成20年9月30日まで

3 作業地域

島根県 松江市、浜田市、出雲市、大田市、江津市、飯石郡飯南町、鹿足郡吉賀町

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月6日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第7号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の部中「第31条第2項第6号」を「第32条の2第2項第6号」に、「第31条第5項」を「第32条の2第5項」に、「第31条第8項」を「第32条の2第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第65号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成20年 6 月 6 日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2 級

2 検定実施日時

平成20年 9 月13日（土） 午前 8 時30分から午後 5 時まで

3 検定実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

4 受検定員

10人程度

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成20年 8 月 4 日（月）から同年 8 月 8 日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時まで

ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

イ 添付書類

(ア) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ウ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

9 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

10 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

雑

報

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による島根県知事の委任に係る平成20年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成20年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望月 薫 雄

1 試験の日時

平成20年10月19日(日曜日)午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込みの受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令

平成20年 4 月 1 日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 4 肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

㊦ 掲載期間

平成20年 7 月 1 日 (火曜日) から平成20年 7 月15日 (火曜日) まで

㊧ 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>)

イ 申込期間

平成20年 7 月 1 日 (火曜日) 午前 9 時30分から平成20年 7 月15日 (火曜日) 午後 9 時59分まで

ウ 申込方法

㊦ 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項 (登録講習修了者については、登録講習修了者証明書 (修了試験合格年月日が試験実施日前 3 年以内のもの) に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。) を入力する。

㊧ 写真ファイル (平成20年 4 月 1 日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のもので J P E G 形式のもの) を添付する。

エ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する (事務手数料は、本人負担) 。

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

㊦ 配布期間

平成20年 7 月 1 日 (火曜日) から平成20年 7 月31日 (木曜日) まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

㊧ 配布場所

財団法人島根県建築住宅センター

社団法人島根県建設業協会松江支部

同 雲南支部

同 出雲支部

同 邑智支部

同 大田支部

同 浜田支部

同 益田支部

- 同 隠岐支部
- 同 出雲支部
- 同 大田支部
- 同 浜田支部
- 同 益田支部

イ 申込期間

平成20年7月1日(火曜日)から平成20年7月31日(木曜日)までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

- ㊦ 受験申込書(受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)
- ㊧ 写真一葉(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)
- ㊨ 登録講習修了者については、前記㊦と㊧に加えて登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

エ 受験手数料 7,000円

受験申込前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行(郵便局)又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担)。

オ 郵送先及び郵送方法

財団法人島根県建築住宅センター(松江市北田町35-3 建築会館)あて配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成20年12月3日(水曜日)

(2) 発表の方法

財団法人島根県建築住宅センター及び島根県庁前掲示板へ合格者一覧表の掲示をするとともに、本人あて合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

財団法人島根県建築住宅センター

電話 (0852) 26 - 4577

正 誤

平成20年5月27日付け島根県報第1,986号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
12	上から17	安来市飯島町字藤木311番1 安来市飯島町字藤木309番の4の一部	安来市飯島町字藤木311番1、311番8、 311番9、309番7、309番8

平成20年3月7日付け島根県報第1,963号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	内 容
9	島根県教育委員会規則第 1 号中	別表第 3 の次に次のように加える。 附 則 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

